

県営南アルプス林道を活用したサイクリイベント企画・開催業務委託 仕様書

1 業務名

県営南アルプス林道を活用したサイクリイベント企画・開催業務委託

2 業務目的

本委託業務は、やまなしスポーツエンジンが今年度試験的に実施する県営南アルプス林道を活用したサイクリイベントの開催に向けた企画や計画の策定、事前準備や当日の運営及び、令和5年度の本格開催に向けた検証や課題の抽出、調査業務等を目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）

4 イベント概要

日程	<ul style="list-style-type: none">令和4年10月16日（日）
会場	<ul style="list-style-type: none">スタート会場：南アルプス市営芦安第2駐車場（予定）イベント会場：広河原周辺
コース	<ul style="list-style-type: none">○ 南アルプス市営芦安第2駐車場 ～ 夜叉神駐車場 ～ 広河原距離：約20km/片道（約40km/往復）獲得標高：約900m（往路）
概要	<ul style="list-style-type: none">タイムを競わないサイクリイベントとして実施する今年度は一般参加者を募集せず、イベント検証やPRを目的に、自転車メーカー、報道関係者、観光事業者、自転車専門家、チューバー等の招待者100名程度で実施する往路のフィニッシュ地点である広河原では、約2時間の広河原フェスを実施し、飲食の提供や複数のアウトドアアクティビティ体験等を実施する夜叉神峠駐車場付近にエイドステーションを設置するコースとなる「夜叉神～広河原間（県営林道南アルプス線）」については、夏季は一般車両（軽車両含む）の乗り入れを禁止するマイカー規制が行われており、冬季は閉鎖されているため、イベント当日のみ自転車の走行を可能とし実施するコースの特性上、交通規制を行い実施する主にスポーツ電動自転車（以下、「e-bike」という。）を対象車種とする参加者を一定人数のグループに分け、走行中はサイクリングリーダー（ボランティアスタッフ）が併走し、安全な走行管理を行う

	※ コース全区間において舗装路となっているが、穴やヒビなど傷んだ箇所が多い路面状況であるため、タイヤ幅の狭い車両（ロードレーサー等）は対象外とする
--	---

5 業務内容

(1) イベント企画及び運営計画の策定

ア イベント企画について

- ・ 南アルプス地域の観光資源を発信できる魅力的なコース上の仕掛けを企画すること。
- ・ 令和5年度の本格開催を見据え、検証したいアイデアを積極的に盛り込むこと。

イ 運営計画の策定について

- ・ 次の内容を盛り込んだ運営計画を作成すること。
- ・ なお、交通管理者・道路管理者・林道管理者等から計画について指導等があった場合には、適宜更新作業を行うこと。

<p>ア 全体概要</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) イベント概要 (イ) イベントスケジュール (ウ) コース (エ) 体制図 (オ) 調整・作業等スケジュール (カ) 招待者募集計画 	<p>ウ コース運営計画</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) スタート・フィニッシュ計画 (イ) 交通規制計画 (ウ) 安全対策計画（路面補修計画含む） (エ) エイドステーション計画 ※運営等は南アルプス市が実施 (オ) 資機材・人員配置等計画
<p>イ 会場運営計画・計画全般</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 会場運営計画 (イ) 開閉会式計画 (ウ) 駐車場計画 (エ) 救護医療計画 (オ) 緊急時対応計画 (コース上での事故発生時等) (カ) 新型コロナウイルス対応計画 	<p>エ 広報計画</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 交通規制広報計画 (イ) 協賛・スポンサー計画

(2) イベント名称及びイベントデザイン（ロゴマーク等）の検討、作成

ア イベント名称

- ・ イベント内容が理解でき、長期的に活用可能で、他のイベント等と差別化できるものとする。
- ・ 名称の最終決定は委託者と協議の上、行うこと。

イ イベントデザイン（ロゴマーク等）

- ・ 他のイベント等と差別化できるものとする。

- ・ カラー、モノクロを制作すること。
- ・ 最終デザインは委託者と協議の上、決定すること。ただし、最終デザイン決定のために必要な修正については、委託者の指示に従うこと。

(3) イベント準備及び当日の運営

- ・ 準備等を含めイベントの実施に必要なすべての業務を含むものとする。
- ※ ただし、エイドステーションでの提供物の調達及び運営、広河原フェス運営（飲食の提供や複数のアウトドアアクティビティ体験等）を除く。

ア 運営責任者の設置

- ・ 緊密な連絡体制を整えるため、専属の担当者を置くこと。

イ 運営等マニュアルの作成

- ・ (1) で作成した計画に基づき、運営マニュアルを作成すること。本マニュアルには、沿道協力人員及びサイクリングリーダー（ボランティアスタッフ）向けの必要事項を盛り込むこと。

ウ 運営体制の確保

- ・ イベントの運営、進行、管理等に必要な人員を配置し、業務を遂行すること。
- ・ イベントの実施にあたっては、参加者の安全対策を講じるとともに、事故、急病、負傷等の危機管理及び緊急時対応体制をとり、内容を運営マニュアルへ明記すること。
- ・ 各イベントを実施するにあたり、すべての参加者に対して、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策をとり、内容を運営マニュアルに明記すること。
- ・ イベント開催に伴い、必要となる会場及びコースへの事業者の搬出入に係る車両の一時停車、出入り等は受託者が責任を持って管理すること。

エ 必要機材の設置、撤去

- ・ イベント実施に必要な物品や機材等の用意及び設営、撤去、装飾を行うこと。
- ・ また、撤去後に清掃を行うとともに、廃棄物については適切に処理すること。

オ コース上の安全対策

- ・ (1) で作成した計画に基づき、コース上の危険箇所（ガードレールがなく転落の危険性がある箇所や走行上支障のある路面損傷箇所等）に対し、コーンバーやゴムマットなどの資機材により安全対策を講じること。
- ・ 必要な路面補修については、委託者と連携を図りながら、協議の上、実施すること。
- ・ コース上の各トンネルには照明がないため、委託者と協議の上、走行中の安全を確保すること。
- ・ コース上の大部分において携帯電話の不通箇所が多いため、委託者と協議の上、衛星電話など、緊急時対応上必要な連絡手段を確保すること。

カ 保険の加入

(ア) イベント保険

- ・ 会場設営からイベント当日、撤去までを対象としたイベント保険に加入すること。

(イ) イベント参加者のスポーツ保険の加入

- ・ 招待参加者全員（100名程度）分の保険に加入すること。なお、その費用は受託者が負担すること。

(ウ) 会場スタッフ・沿道係員・ボランティアの保険の加入

- ・ 会場スタッフや沿道係員（警備員等）、サイクリングリーダー（ボランティアスタッフ）の保険に加入すること。なお、その費用は受託者が負担すること。

キ 各種申請に係る手数料

- ・ 道路使用許可申請など、イベント開催に伴い手数料が発生する場合の支払いは委託者が行うこと。

ク コールセンターの設置・運営

- ・ イベント運営事務局にコールセンターを設置し、イベントの内容や交通規制等に係る一般の方等からの問合せに対して適切に対応できるようにすること。
- ・ なお、運営するために必要なインフラ、機材、備品等の調達にかかる費用については、委託料に含め受注者が手配すること。
- ・ 設置期間についてはイベントの1か月前からイベント実施後3日間を基本とし、詳細な期間等については委託者と協議の上、決定すること。

ケ 研修会の実施

- ・ 沿道協力人員及びサイクリングリーダー（ボランティアスタッフ）に対し、当日の活動内容を説明する研修会を実施すること。

コ イベントスタッフ名簿の事前提出

- ・ 通常は規制されている林道内を使うイベントのため、夜叉神ゲートから広河原までの間で業務を行うスタッフ全てを記載した名簿を事前に提出すること。なお、提出時期や様式等については委託者と協議すること。

サ 損害賠償

- ・ 本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。なお、不可抗力など受託者の責任によらないものについてはその限りではない。

(4) 招待者について

- ・ 本イベントを体験し改善点の指摘や提案を行ってもらうこと、令和5年度の本格開催に向けて本イベントを周知・拡散してもらうことの2つを選定基準とし、効果的な招待者募集計画をたてること。
- ・ 対象は、自転車メーカー、報道関係者、観光事業者、自転車専門家、ユーチューバー等とすること。なお、招待者から未成年は除くこと。

- ・ 委託者が提案する招待者のうち、拡散効果の高い10名程度を有償とし、その報酬は受託者が負担すること。
- ・ 招待者から、イベント当日の画像・映像等撮影について同意を得、当該画像・映像について委託者が広報等に使用することについても承諾を得ること。
- ・ 原則、イベント当日に使用する e-bike 等の自転車は招待者が自ら持参することとするが、持参できない招待者に対しては、受託者側で e-bike 等を用意し、会場で貸し出しをすること。なお、調達にかかる費用は、利用する招待者が負担することを前提とし、事前に条件等合意を得ておくこと。
- ・ 招待者から宿泊場所について問い合わせがあった場合については、開催地域周辺の宿泊施設を案内すること。
- ・ 計画の策定にあたっては委託者と綿密な協議の上、決定すること。

(5) 広報関連

- ・ (1) で策定した広報計画等を基に委託者と協議の上、次の業務を行うこと。

ア PR 広報

(ア) イベント実施前

- ・ 招待者に対し、イベント概要の分かる資料を作成すること。

(イ) イベント当日

- ・ イベント当日の様子を広報及び記録用として、写真及び動画で撮影すること。
- ・ 次年度開催に向けた広報等に活用できるよう工夫すること。
- ・ 写真及び動画の著作権は委託者に帰属するものとし、委託者が広報用として写真及び動画を使用することができるよう出演者等と権利関係を整理した上で納品すること。

(ウ) イベント実施後

- ・ 当日撮影した映像を編集し、南アルプス地域の魅力発信や次年度開催のプロモーションにつながるような動画（15 秒版、30 秒版、数分版の3種類）を制作すること。
- ・ 動画については、閲覧者が本イベント及び南アルプス地域に興味関心を持ち、来訪や次年度本格開催のイベントに誘引するような内容とすること。その際、スーパーインポーズを挿入するなど工夫すること。
- ・ 今後の PR に活用できるイベントレポートを作成すること。
- ・ なお、HP 等で掲載されることを前提とし、写真及びイベントレポートに係る著作権等の一切の権利は委託者に帰属するものとする。

イ 交通規制にかかる広報

(ア) 交通規制広報全般

- ・ イベント実施日における交通規制が、沿道住民・バス事業者等の交通利用者・関係事業者・登山者等に対して効果的に周知されるよう、委託者と連携を図りなが

ら、協議の上、複数媒体により規制広報を行うこと。

(イ) コース周辺の交通規制関連看板の制作及び設置

- ・ 交通規制関連看板は、コース周辺の影響を受ける道路に設置し、イベント終了後は速やかに撤去すること。
- ・ 制作数、デザイン、設置場所及び設置時期等の詳細は、委託者と協議の上、決定すること。

(ウ) 登山客に対する広報

- ・ 南アルプスを訪れる登山客に対し、事前に十分周知できるように対応すること。
- ・ 当日、交通規制を知らず訪れてしまった登山客に対して、沿道人員で丁寧に対応すること。

(6) イベント運営事務局補助業務

ア 渉外業務

- ・ 委託者からの要請に応じ、イベント実施のために必要な関係機関(警察、林道管理者、道路管理者、消防等)との協議等へ参加し、必要な支援及び連絡・調整業務を担うこと。

イ 住民説明会補助

- ・ コース、会場付近の地域住民及び店舗など事業者等への説明会を開催する際の資料作成や調整等、運営補助を行うこと。

ウ 関係官公署等への手続き

- ・ 各管理者等への申請、保健所や消防署への届出など、イベント開催に伴い必要となる関係機関への手続きを委託者と協議しながら行うこと。

(7) 令和5年度本格開催に向けた提言

- ・ イベント後参加者にアンケート等を実施し、コース設定、イベント内容及び観光において課題となるハード面やソフト面の改善箇所を抽出し、集客や魅力等の視点から、その解決方法を踏まえたイベント企画を提言すること。
- ・ また、開催に必要なコストや準備体制、開催規模、参加料、得られる経済効果などを測定、検証すること。
- ・ なお、問題点や改善点については、準備段階における課題や困難であった調整事項などについても触れること。

(8) 特記事項

- ・ 広河原フェス運営については、やまなしスポーツエンジンが委託業務契約により委託する「アウトドアスポーツアクティビティの開発等業務委託」により実施されるため、事前準備及び当日の運営にあたっては、連携を図りながら実施すること。

- ・ エイドステーション運営及び広河原での飲食の提供については、南アルプス市が別途委託する事業者により実施するため、事前準備及び当日の運営にあたっては、委託者を交え、連携を図りながら実施すること。

6 成果物の提出

- ・ 受託者は、事業の実施結果等を分析し、事業実施報告書を提出すること
- ・ 部数 3部（別途、電子データ(CD-ROM等：正・副各1部)を提出すること。）
※ 電子データは、Microsoft Office で処理できるファイル形式で記録すること。
- ・ 本イベントの検討内容を用いて、令和5年度の本格開催を目指すため、9月中旬を目途に業務内容の一部について中間報告を行うこと。（中間報告の対象とする業務は別途協議するが、それまでに作成した企画・計画書等を基に、令和5年度の事業の方向性を示すこと。）

7 業務条件

- ・ 委託業務の開始に当たって、実施体制及びスケジュールを委託者に提示し、了承を得ること。
- ・ 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、承諾を得ること。
- ・ 本業務における成果物及び業務中に作成した資料に対する著作権及び所有権は、やまなしスポーツエンジンに帰属するものとする。
- ・ 資産形成に繋がるような備品購入については、事前に委託者に了承を得ること。
- ・ 本業務の遂行上知り得た内容については、第三者に漏洩してはならない。
- ・ 受託者は、委託者の求めに応じてオンラインも含め、定期的に委託者との打合せに応じること。その際に必要な資料及び議事録の作成は受託者が行うこと。
- ・ 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記しているものを除き、全て契約金額に含めるものとする。
- ・ 契約後、コース等が災害により使用できなくなるなどの事象が発生した場合については、委託者と受託者において、別途協議の上、次善策を検討すること。
- ・ その他、本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、委託者と受託者において、別途協議の上、対応するものとする。